

平成29年度 鳥獣保護区等の指定について

資料2-1

鳥獣対策・ジビエ振興室

鳥獣保護区等の指定計画一覧

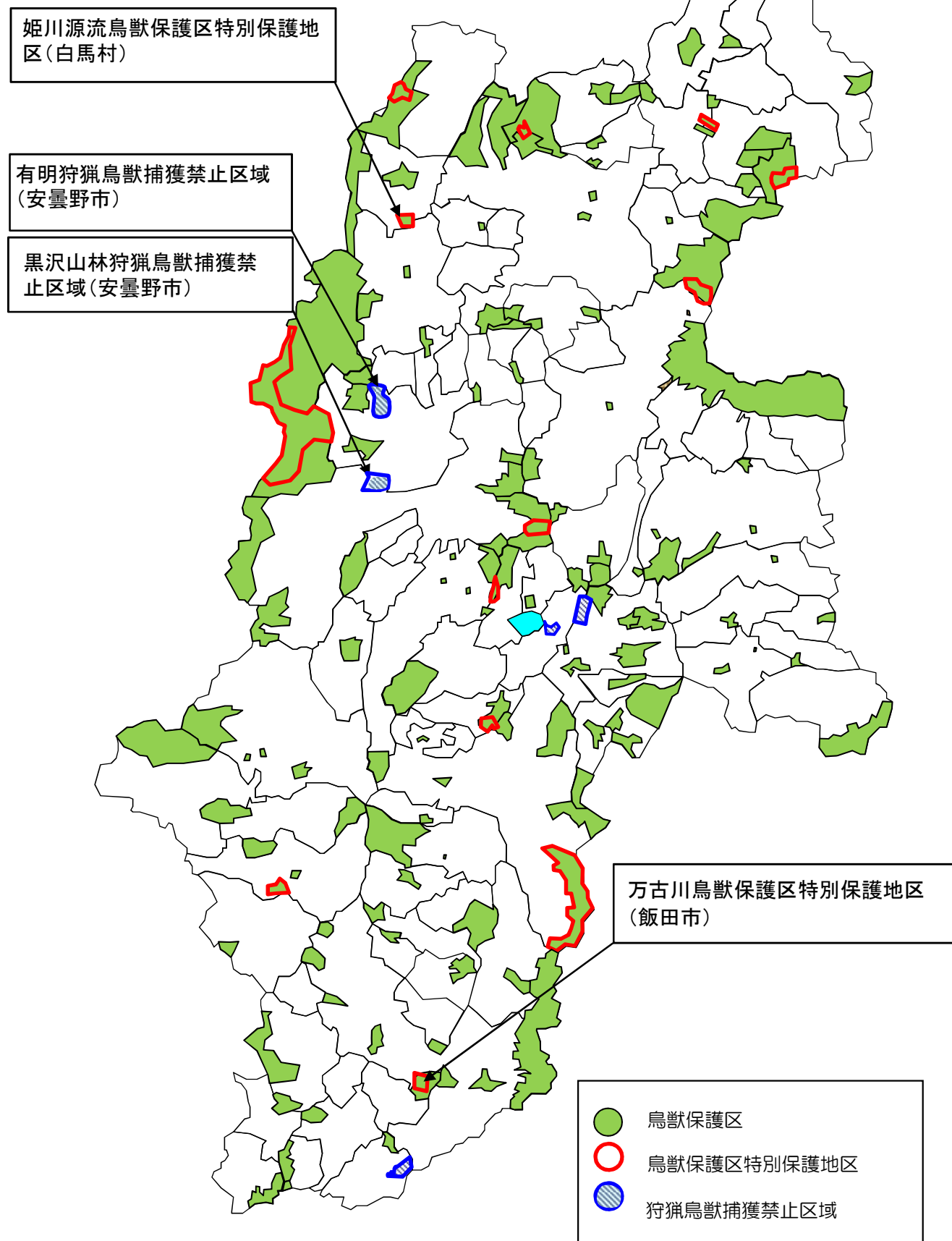
名称	所在地	区分	面積 (ha)	指定期間	新規・更 新区分	地域の概要	生息する鳥獣（下線部は特別天然記念物）	備考
万古川	飯田市	鳥獣保護区 特別保護地区 (森林鳥獣生息地 の保護区)	80	H29. 11. 1～ H39. 10. 31	再指定	標高800～1,000mに位置する。伊那山脈をV字に深く浸食し、数々の滝を有する万古川渓谷がある。 標高差のある地形と溪流を兼ね備え、多様な鳥獣の生息及び繁殖に好条件を備えた環境である。	【鳥類】（H28年調査） コノハズク（県RDL 絶滅危惧Ⅱ類）・ヨタカ（環境省RDL・県RDL 絶滅危惧Ⅱ類）・オオルリ・クロツグミ等 【獣類】（H28調査） ツキノワグマ・ <u>ニホンカモシカ</u> ・ニホンジカ・イノシシ等	天竜奥三河 国定公園 (特別地域 第3種)
姫川源流	白馬村	鳥獣保護区 特別保護地区 (身近な鳥獣保護 区)	15	H29. 11. 1～ H39. 10. 31	再指定	標高750mに位置する。姫川源流の清冽な湧水および湿原植物が豊富な親海湿原等、貴重な自然を形成していることから県自然環境保全地域に指定。	【鳥類】（H29調査） ノジコ（環境省RDL・県RDL 準絶滅危惧）・ニュウナイスズメ・カワラヒワ・キセキレイ・ヤマガラ等 【獣類】（H28調査） タヌキ・ノウサギ、ニホンリス・ <u>ヤマネ</u> （県RDL 準絶滅危惧）	県自然環境 保全地域
黒沢山林	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲 禁止区域 (ニホンジカ・イノシ シを除く)	288	H29. 11. 1～ H39. 10. 31	新規	標高1,200～2,000mに位置する。天然広葉樹を主体とした森林。黒沢川等水環境が豊富であり、多様な鳥獣の生育に適した環境である。	【鳥類】（H19調査） キクイタダキ、ヒガラ、メボソムシクイ、ルリビタキ、コガラ、ウグイス、カケス、ホオジロ、シジュウカラ、アカゲラ、ヒガラ 【獣類】（H28調査） ツキノワグマ・ <u>ニホンカモシカ</u> ・ニホンジカ・イノシシ等	
有明	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲 禁止区域 (ニホンジカ・イノシ シを除く)	994	H29. 11. 1～ H39. 10. 31	再指定	標高600～1,300mに位置する。カラマツを主体とした森林。中房川、満天沢川等の溪流が所在し、多様な鳥獣の生育に適した環境である。 区域内に別荘地および農地を含む。	【鳥類】（H21～24調査） クマタカ（環境省RDL・県RDL 絶滅危惧IB類）・ハチクマ（環境省RDL 準絶滅危惧・県RDL 絶滅危惧Ⅱ類）・ノスリ・キセキレイ・ツバメ等 【獣類】（H28調査） ツキノワグマ・ <u>ニホンカモシカ</u> ・ニホンジカ・イノシシ等	

平成29年度 鳥獣専門委員会の検討結果について

鳥獣保護区等の指定計画一覧

地区名	鳥獣専門委員会での意見等	計画案への反映
万古川鳥獣保護区 特別保護地区	・鳥獣保護区域全体の動植物の生育・生息状況を考慮すると、核心部分を保持することが必要。地元も必要と考えていることから、広い地域の生息地として特別保護地区の指定は必要。	・当初計画案通り
姫川源流鳥獣保護区 特別保護地区	・探鳥会等にも使われており、（国道沿いに位置することから）誰もが身近に見ることができる場所として非常に良い環境にある。利用されているからこそ、環境が悪化する危うい面もあることから、特別保護地区としての指定は必要。	・当初計画案通り
黒沢山林狩猟鳥獣 捕獲禁止区域 （ニホンジカ・イノシシを除く）	・農林業被害の拡大を初期の段階で防ぐという点から、ニホンジカの捕獲ができる体制を整備することは必要。	・当初計画案通り
有明狩猟鳥獣 捕獲禁止区域 （ニホンジカ・イノシシを除く）	・計画地の捕獲頭数を記載し、計画書の見せ方に工夫を。	・計画書に記載

平成29年度鳥獣保護区等指定計画位置図



万古川鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 特別保護地区の概要

（1）特別保護地区の名称

万古川鳥獣保護区万古川特別保護地区

（2）特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該地は、東側が滝を有するほどの標高差が富む溪谷となっており、西側は人間の活動の影響が及びづらい馬背山とその尾根が続いている。変化に富んだ地形は多様な植物が生育することになり、同時にそれは多様な鳥獣を育むことにつながる。また、歩道を整備するなどレクリエーションの場としての役割もある。

このため、当該区域は、万古川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3）保護管理方針

地元市町村等関係機関と十分な連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などで管理運営にあたる。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 80ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 77ha

農耕地 0ha

水 面 3ha <干潟 0ha>

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地 0ha

私有地等 77ha（うち財産区有地 4ha）

公有水面 3ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 0ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

- ・自然公園法による地域 8 0 ha { 特別保護地区 ha
(天竜奥三河国定公園) 特別地域 8 0 ha
普通地域 ha
- ・農振法による農業振興地域 0 ha 農用地区域 0 ha
- ・文化財保護法による地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県飯田市の南東部にある千代地籍に位置している。

イ 地形、地質等

標高 800～1,000m にある東向きの斜面で、数々の滝がある万古川溪谷があり、歩道の整備が実施されている。標高差のある地形、良好な森林および溪流を兼ね備え、多様な鳥獣の生息及び繁殖のための好条件な環境である。

ウ 植物相の概要

林相は、アカマツの人工林とナラ類の天然広葉樹で占められ、林床にはササが旺盛に繁殖している。

エ 動物相の概要

シジウウカラーアカゲラ群集（天然広葉樹林鳥類群集）
獣類については次項のとおり

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 調査結果により修正

コノハズク（県レッドリスト 絶滅危惧 IB 類）、ヨタカ（環境省・県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類）、オオルリ、キビタキ、コルリ、クロツグミ、トラツグミ、ヤブサメ、ウグイス、キツツキ類、カラス類、アオバト、ツツドリ、イカル、ヒガラ、ヤマガラ、サンショウクイなど

イ 獣類

○ツキノワグマ、ニホンカモシカ、○ニホンザル、○ニホンジカ、ノウサギ、○イノシシ、タヌキ、テン、キツネ、リスなど

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※下線は特別天然記念物

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

飯田市ではニホンジカによる食害等があり、下記のとおり捕獲を実施している。また、指定区域は山地であり、地域内での農業被害はないが、周辺農地では被害が発生している。

〈参考・飯田市個体数調整及び有害鳥獣捕獲実績〉

(単位：羽、頭)

	飯田市		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
カラス	671	981	329
ツキノワグマ	5	9	1
ニホンジカ	1, 171	1, 593	1, 109
イノシシ	173	228	214
ニホンザル	75	140	113

※シカとクマについては国有林内の捕獲を含む。

※狩猟による捕獲は含まない。

〈参考・飯田市農林業被害状況〉

(単位：千円)

	主な加害鳥獣	主な被害品目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
農 業	カラス等鳥類	果樹	14, 677	13, 758	13, 654
	カモシカ	野菜	1, 847	2, 021	2, 014
	ニホンジカ	果樹・飼料作物	9, 997	9, 783	9, 635
	ツキノワグマ	果樹他	4, 296	4, 482	3, 631
	イノシシ	稲・野菜	11, 988	11, 373	10, 375
	ニホンザル	果樹・野菜	18, 729	9, 783	14, 774
	小計		61, 534	51, 200	54, 083
林 業	ニホンジカ	ヒノキ・カラマツ	71, 637	45, 942	49, 485
	ツキノワグマ	カラマツ	40, 182	29, 151	24, 967
	カモシカ	スギ・ヒノキ	－	1, 228	1, 560
	小計		111, 819	76, 231	76, 012
	計		173, 353	127, 431	130, 095

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

特に補償はおこなわない。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|------------|-----|
| ①特別保護地区用制札 | 1 本 |
| ②補助板 | 2 枚 |

追加

まんごがわ

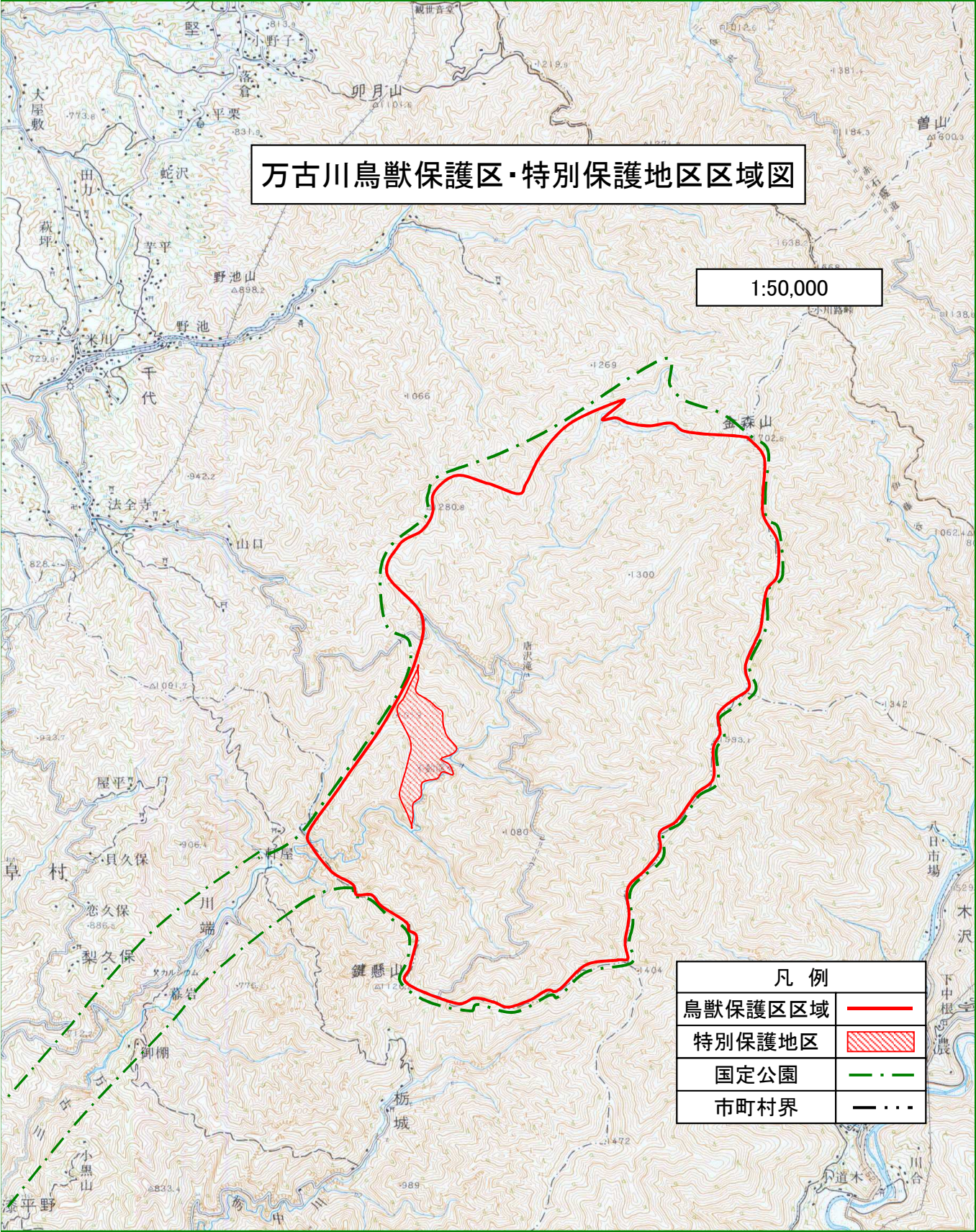
万古川鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見書内容

(H29)

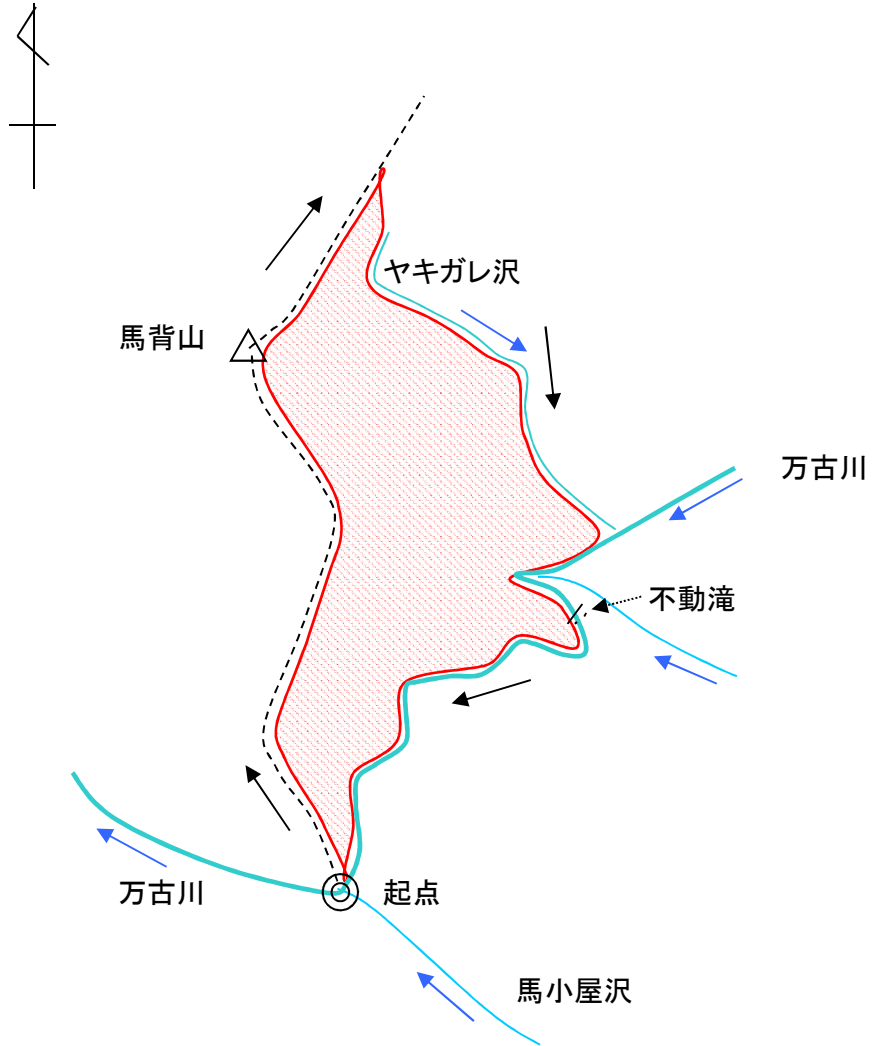
職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
飯田市長 牧野 光朗	○			変化に富んだ地形や溪谷が絶好に鳥獣の生息環境となっているので賛成である。
飯伊森林組合 代表理事組合長 林 和弘		○		鳥獣の生育繁殖の地域として適しているので賛成。 なお、林業に対する獣害が多く見られるので検討を願う。
みなみ信州農業協同組合 代表理事組合長 田内 市人	○			—
千代地区まちづくり委員会 会長 川手 重光	○			—
飯伊連合猟友会 千代支部長 熊谷 吉行	○			—
千代財産区管理会 代表 熊谷 吉行	○			—
法山 ^{ほうざん} 森林農業協同組合 代表理事組合長 川手 訓雄	○			—
野池愛林農業協同組合 代表理事 大平 宏	○			—
国立研究開発法人 森林研究・ 整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所 所長 山崎 英志		○		農林業が阻害されることが無いよう、野生鳥獣被害対策の配慮を願いたい。
計 9 名				

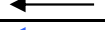
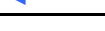
万古川鳥獣保護区・特別保護地区区域図

1:50,000



万古川特別保護地区区域説明図



凡例	
特別保護地区	
歩道やせね線	
河川・沢	
区域順路	
川の方	

姫川源流鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

姫川源流鳥獣保護区姫川源流特別保護地区

(2) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は白馬村の最南端姫川源流域に位置し清冽な水が大量に湧き出て、河川が発祥する貴重な自然を擁し、周辺の森林とともに鳥獣の生息地として重要な地域である。

また、福寿草の大群生地でもあり、自然観察地として広く親しまれ、保護地区内の親海湿原は、標高 750m にもかかわらず、亜高山帯から高山帯にかけて生息する湿原植物が豊富であり、特にホロムイソウの自生地としては県下で唯一のものといわれ学術的価値が高く、付近を餌場としている鳥獣類も数多くいることから、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上重要な地域である。

このことから、当該地区は姫川源流鳥獣保護区の中でも貴重植物、多様な鳥獣が生息していることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し貴重植物の保護、多様な鳥獣の生息域の確保を図るものである。

(3) 保護管理方針

- ・定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・源流、湿原、林地等の植物の自生地、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・鳥獣類の生息、植物類の保護に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 15 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 12 ha
農耕地 2 ha
水 面 0 ha <干潟 0 ha>
その他 1 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha
地方公共団体有地 0 ha
市町村有地等 0 ha
私有地等 15 ha
公有水面 0 ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 15ha { 自然環境保全地域特別地域 3ha
（姫川源流県自然環境保全地域） { 自然環境保全地域普通地域 12ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県北安曇郡白馬村の最南端にある姫川源流に位置している。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 700 メートルにあり、姫川の源流となっている。

ウ 植物相の概要

林相は、スギの人工林の中にナラ類の広葉樹が点在しており、湿原
周辺には亜高山帯から高山帯にかけて生息する湿原植物が生育してい
る。

エ 動物相の概要

鳥類は、ムクドリ、キセキレイなど人の生活圏に近い場所で生息し
ているものが多く、獣類は、タヌキ、キツネ、ノウサギといった小型
哺乳類が生息している。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類（平成 29 年調査）調査結果により修正

ノジコ（環境省レッドリスト・県レッドリスト 準絶滅危惧）、ツバメ、ヒガ
ラ、キツツキ、ホオジロ、ヤマガラ等

イ 獣類（平成 28 年調査）

○タヌキ、ノウサギ、テン、キツネ、ニホンリス、
ヤマネ(県レッドリスト 準絶滅危惧)

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※下線部は特別天然記念物

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

【白馬村】被害金額（許可件数） 単位 ;被害金額：千円、許可件数：件

鳥獣名	主な被害品目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ニホンジカ	野菜・稲	63 (2)	120 (3)	89 (2)
イノシ	野菜・稲	98 (1)	310 (1)	137 (1)
ニホンザル	稲・果樹	57 (2)	160 (2)	0 (2)
カモシカ	野菜・造林木	15 (1)	120 (1)	101 (1)
ツキノワグマ	果樹・野菜	(7)	70 (16)	(11)
ハクビシ	果樹・野菜	12 (1)	23 (1)	34 (1)
タヌキ他	野菜	34 (1)	95 (1)	111 (1)
カラス	稲・果樹	170 (1)	150 (1)	101 (1)
ほか鳥類	野菜・魚類	80 (5)	0 (6)	0 (6)
計		529 (21)	1,048 (32)	573 (26)

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

なし

6 施設整備に関する事項

案内板 1 枚 追加

追加

姫川源流鳥獣保護区特別保護地区利害関係者意見書

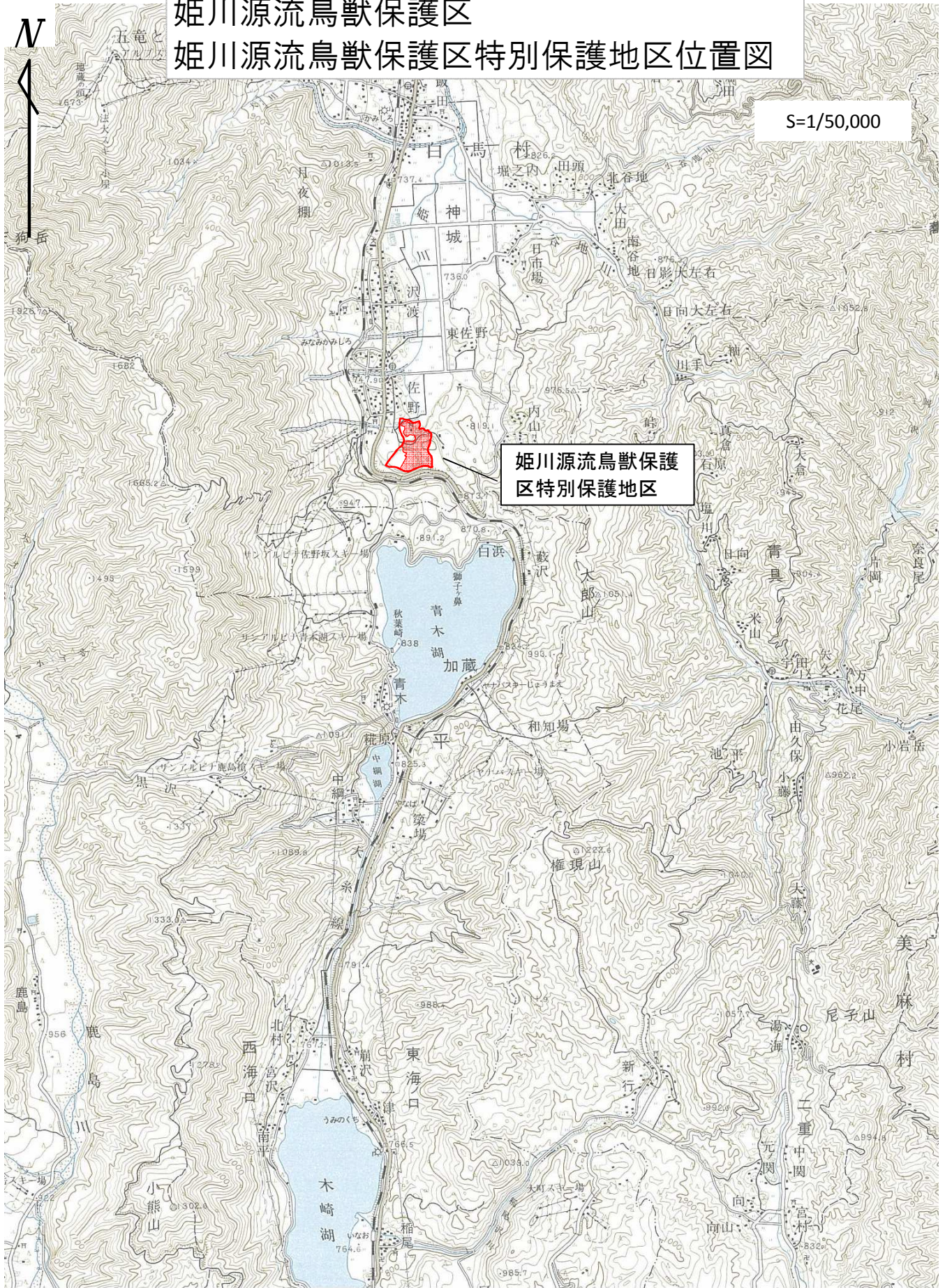
内容(H29)

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
白馬村長	○			記載なし
大北森林組合代表理事	○			〃
JA 大北白馬支所長	○			〃
姫川上流漁業協同組合長	○			〃
白馬村佐野農家組合長	○			〃
大北地区猟友会 白馬村支 部長	○			〃
白馬村佐野区長	○			〃
白馬さのさか観光協会長	○			〃
計 8 名				

姫川源流鳥獣保護区

姫川源流鳥獣保護区特別保護地区位置図

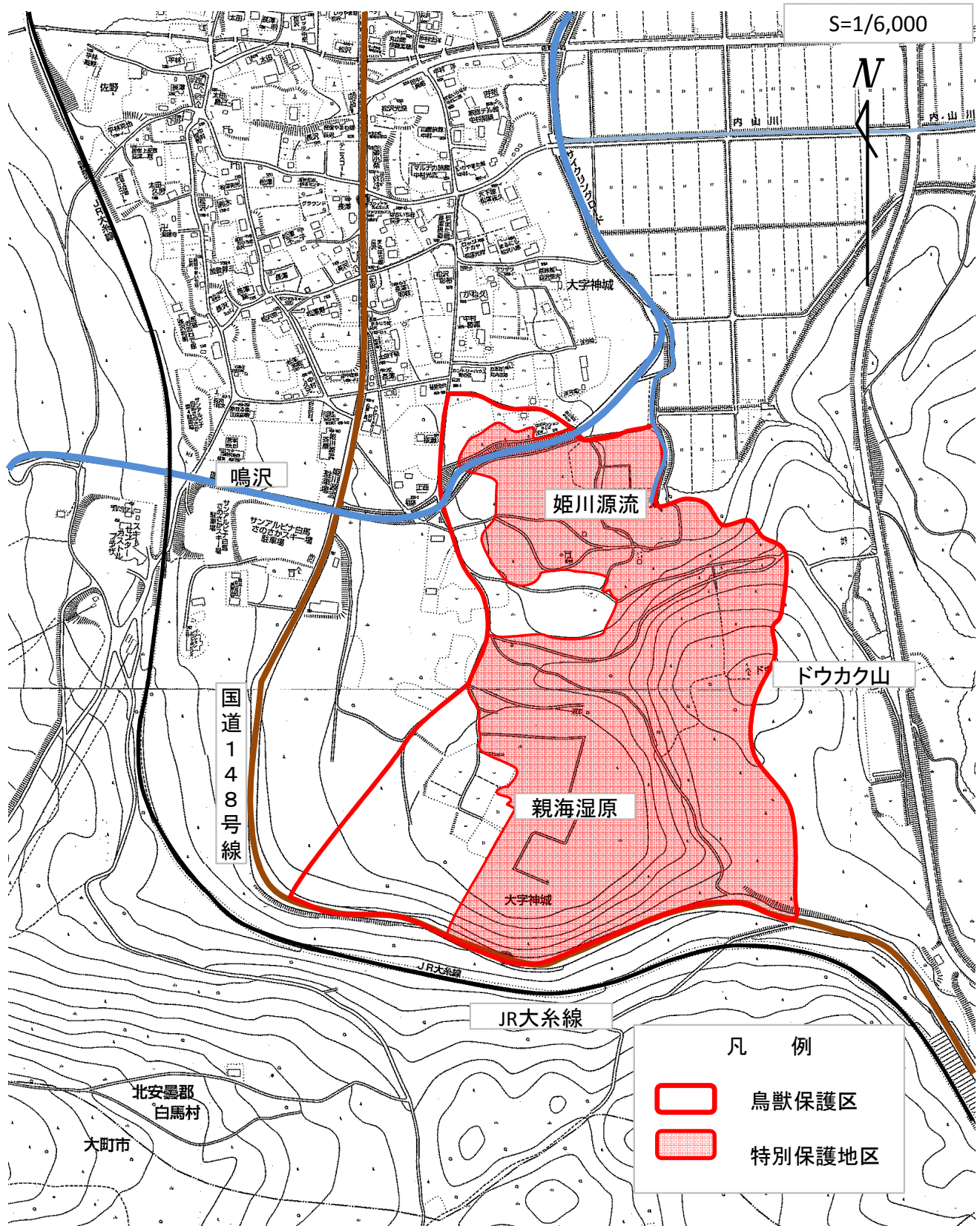
S=1/50,000



縮尺 1:50,000

姫川源流鳥獣保護区

姫川源流鳥獣保護区特別保護地区区域図



黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）

1 名 称

黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで（10 年間）

3 指定目的

当該地区は黒沢山林鳥獣保護区として存続してきたが、イノシシ、ニホンジカに関しては狩猟による捕獲圧力により、個体数の増加を抑止したい。

近年、北アルプス山麓であるこの地域でもイノシシ及びニホンジカを目撃情報が多くなり、今後、生息数が多くなると森林環境被害の発生や里山での農林業被害の拡大が懸念される。これを未然に防ぐため、狩猟による捕獲圧力をかけることにより被害発生の抑制を図りたい。

4 管理方針

当該地域は、冬季は積雪が多く黒沢の滝や黒沢川などの水環境が豊富であることや、湧水が多く当該地域の水源地でもあり、広葉樹林が多い林相であることから、ツキノワグマやニホンカモシカなどの生息にとって重要な区域である。このためイノシシ、ニホンジカの狩猟は可とするものの、他の鳥獣は狩猟禁止とする。

なお、鳥獣による住民の生活環境被害、農林業被害、生態系への被害が生じた場合、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可を行い、必要な管理捕獲を実施していく。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 288ha

内訳

（1）形態別内訳

林 野	288ha
農耕地	0ha
水 面	0ha
その他	0ha

（2）所有者別内訳

国有地	236ha	（うち 保安林 236ha）
-----	-------	----------------

私有地等	52ha
------	------

公有水面	0ha
------	-----

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 ha

（3）他法令による規制区域

なし

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 地域の概況

当該区域は安曇野市三郷の西部及び黒沢山の上流に位置する標高 1200 から 2000 メートルの地域で、天然広葉樹林の多い林相である。冬季は積雪が多く、黒沢川滝等の湧水に恵まれる等水環境が豊富であることや、当該地域の水源地でもあることから、多様な鳥獣の生息に適した環境を具備している。

しかし、以前には見られなかったイノシシやニホンジカを目撃情報が増えており、今後、北アルプスでの生息数の増加が懸念されている。

(2) 生息する鳥獣類 調査結果により修正

ア 鳥類

キクイタダキ、ヒガラ、メボソムシクイ、ルリビタキ、コガラ、ウグイス
ヒヨドリ、カケス、ホオジロ、シジュウカラ、アカゲラ、ヒガラ

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ツキノワグマ、○ニホンザル、ノウサギ、
ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、○キツネ、○タヌキ、イタチ、テン、リス

※当該地域で一般的にみられる鳥獣類の種名には○印を付す。

※下線は特別天然記念物

(3) 農林業等被害の状況

安曇野市では下表のと通りの農作物の被害がある。計画地が所在する穂高地区ではニホンザルの被害が多い。今後はイノシシ、ニホンジカによる被害拡大が懸念される。

＜参考・安曇野市における過去3ヶ年の有害鳥獣駆除許可＞

鳥獣名	主な被害品目	H25許可数	H26許可数	H27許可数
ニホンザル	果樹、野菜、麦類、稲、植栽木	150	100	140
ニホンジカ	豆類、果樹	150	100	150
イノシシ	稲、果樹、野菜	50	50	50
ツキノワグマ	果樹	10	50	4
その他獣類	果樹、野菜、イモ類	50	50	50
カラス類	野菜、果樹、飼料作物	1000	1000	1000
その他鳥類	果樹、稲	1200	1200	1200

＜参考・安曇野市における過去３ヶ年の農林業被害額と捕獲数＞

鳥獣名	H25				H26				H27			
	捕獲数	被害額(千円)			捕獲数	被害額(千円)			捕獲数	被害額(千円)		
		農業	林業	計		農業	林業	計		農業	林業	計
ニホンザル	136	1684	1603	3287	40	5700	1557	7257	64	1151	1557	2708
ニホンジカ	101	138	0	138	90	0	0	0	137	1036	0	1036
イノシシ	50	1941	0	1941	38	300	0	300	48	119	0	119
ツキノワグマ	10	21	0	21	50	1051	0	1051	2	1	0	1
その他獣類	42	89	1283	1372	50	105	1283	1388	35	740	898	1638
カラス類	804	701	0	701	501	1469	0	1469	461	2254	0	2254
その他鳥類	1089	2046	0	2046	877	3110	0	3110	964	3680	0	3680
合 計	2232	6620	2886	9506	1646	11735	2840	14575	1711	8981	2455	11436

８ 施設整備に関する事項

- ①案 内 板 ３本
- ②制 札 ５本
- ③補 助 板 １０枚

追加

黒沢山林 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の
指定に関する 利害関係者の意見

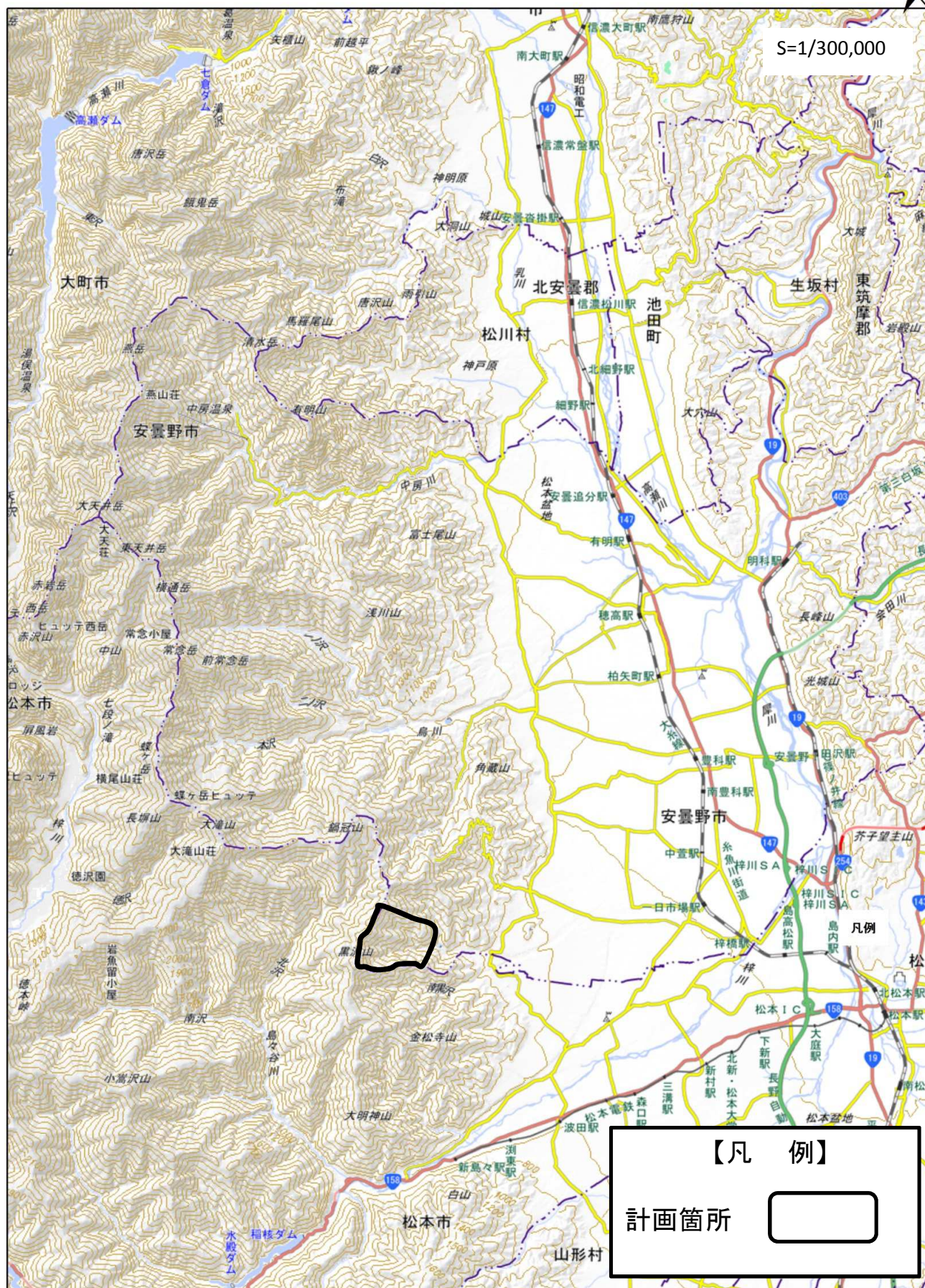
職 名	賛 成	条件付 賛 成	反 対	意 見 の 概 要
安曇野市長	○			近年イノシシ及びニホンジカによる農作物被害は拡大傾向となっており、本市で行う有害鳥獣駆除でも捕獲圧力をかけているところですが、林縁部等で捕獲作業を行っても狩猟鳥獣捕獲禁止区域に逃げ込む個体も多く、作業効果が上がらない状況となっていることから、禁止区域を（ニホンジカ、イノシシを除く）として頂くことにより農作物等の被害防止に努めたい。
黒沢山林組合 組合長	○			黒沢の滝等の観光地有。 但し、鳥獣が増加しているため、人間との事故防止や、林の食害等も有り、禁止区域の見直しも必要ではないかと思います。 組合員が山に入る事が多くなりますので、禁止区域の見直し等ありましたら連絡をお願いします。
あづみ農業共同組合 三郷営農センター長	○			森林環境被害が心配される為。
松本広域森林組合長	○			当区域は、集落にも比較的近い為、獣類等による生活圏への影響が懸念されるところです。今後、イノシシ、ニホンジカ等の個体数の増加によって、更に、住民の生活圏、農林業への被害が及ばないよう、また、関係する地元住民との合意形成ができていれば賛成です。 地元住民との意見交換を十分をお願いします。
安曇野市猟友会 三郷支部長	○			農林業被害防止の為に賛成します。
安曇野市猟友会長	○			
中信森林管理署長	○			国有林野事業の実行上、支障がない為。

以上7名

黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域 位置図



S=1/300,000



区域図



有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）

1 名 称

有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで（10 年間）

3 指定目的

当該地区は有明鳥獣保護区として存続してきたが、イノシシ、ニホンジカに関しては狩猟による捕獲圧力により、個体数の増加を抑止したい。

近年、この地区ではイノシシ及びニホンジカを目撃情報が多くなり、今後、農林業被害、生活環境被害の発生が懸念されている。これを未然に防ぐため、狩猟による捕獲圧力をかけることにより被害発生の抑制を図りたい。

4 管理方針

地域の生活環境維持を図りながら鳥獣の生息環境維持を行うことを基本とすると共に、違反行為の防止に努めることとする。

イノシシ、ニホンジカの狩猟は可とし、他の鳥獣は狩猟禁止とする。

なお、鳥獣による住民の生活環境被害、農林業被害、生態系への被害が生じた場合、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可を行い、地域の生活環境保全を図る。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 994ha

内訳

（1）形態別内訳

林 野	953ha
農耕地	6ha
水 面	ha
その他	35ha

（2）所有者別内訳

国有地	0 ha
-----	------

地方公共団体有地 444ha

私有地等	550ha
------	-------

公有水面	0 ha
------	------

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 ha

（3）他法令による規制区域

なし

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 地域の概況

当区域は西端に富士尾山、北端には中房川があり、東山一帯は別荘地となっている。標高は 600m から、1,300m であり、林相はカラムツを主体とする人工林である。地形の起伏に富み、中房川、天満沢川、富士尾沢川といった溪流があり、鳥獣の生息環境に適している。

しかし、以前には見られなかったイノシシやニホンジカが目撃情報が増えるとともに、農作物被害が発生しており、今後、別荘地をはじめとした生活環境被害発生も懸念されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 調査結果により修正

クマタカ（環境省レッドリスト・県レッドリスト 絶滅危惧ⅡB 類）・ハチクマ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧・県レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類）・ノスリ・キセキレイ・ツバメ・ホオジロ等

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ツキノワグマ、○ニホンザル、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、○キツネ、○タヌキ、イタチ、テン、リス

（注）○印は当該地域で一般的にみられる獣類

(3) 農林業等被害の状況

安曇野市では下表のと通りの農作物の被害がある。計画地が所在する穂高地区ではニホンザルの被害が多い。今後はイノシシ、ニホンジカによる被害拡大が懸念される。

<参考・安曇野市における過去3ヶ年の有害鳥獣駆除許可>

鳥獣名	主な被害品目	H25許可数	H26許可数	H27許可数
ニホンザル	果樹、野菜、麦類、稲、植栽木	150	100	140
ニホンジカ	豆類、果樹	150	100	150
イノシシ	稲、果樹、野菜	50	50	50
ツキノワグマ	果樹	10	50	4
その他獣類	果樹、野菜、イモ類	50	50	50
カラス類	野菜、果樹、飼料作物	1000	1000	1000
その他鳥類	果樹、稲	1200	1200	1200

<参考・安曇野市における過去3ヶ年の農林業被害額と捕獲数>

鳥獣名	H25				H26				H27			
	捕獲数	被害額(千円)			捕獲数	被害額(千円)			捕獲数	被害額(千円)		
		農業	林業	計		農業	林業	計		農業	林業	計
ニホンザル	136	1684	1603	3287	40	5700	1557	7257	64	1151	1557	2708
ニホンジカ	101	138	0	138	90	0	0	0	137	1036	0	1036
イノシシ	50	1941	0	1941	38	300	0	300	48	119	0	119
ツキノワグマ	10	21	0	21	50	1051	0	1051	2	1	0	1
その他獣類	42	89	1283	1372	50	105	1283	1388	35	740	898	1638
カラス類	804	701	0	701	501	1469	0	1469	461	2254	0	2254
その他鳥類	1089	2046	0	2046	877	3110	0	3110	964	3680	0	3680
合 計	2232	6620	2886	9506	1646	11735	2840	14575	1711	8981	2455	11436

追加

<計画地の狩猟の実態> ※鳥獣保護区等位置図のメッシュにおける狩猟捕獲頭数 (単位: 頭)

種 類	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
ニホンジカ	0	0	0	0	0	0	20	3	0	0	23
イノシシ	1	5	0	0	2	3	40	12	18	1	82

7 施設整備に関する事項

- ①案 内 板 3本
- ②制 札 5本
- ③補 助 板 10枚

追加

指定に関する 利害関係者の意見

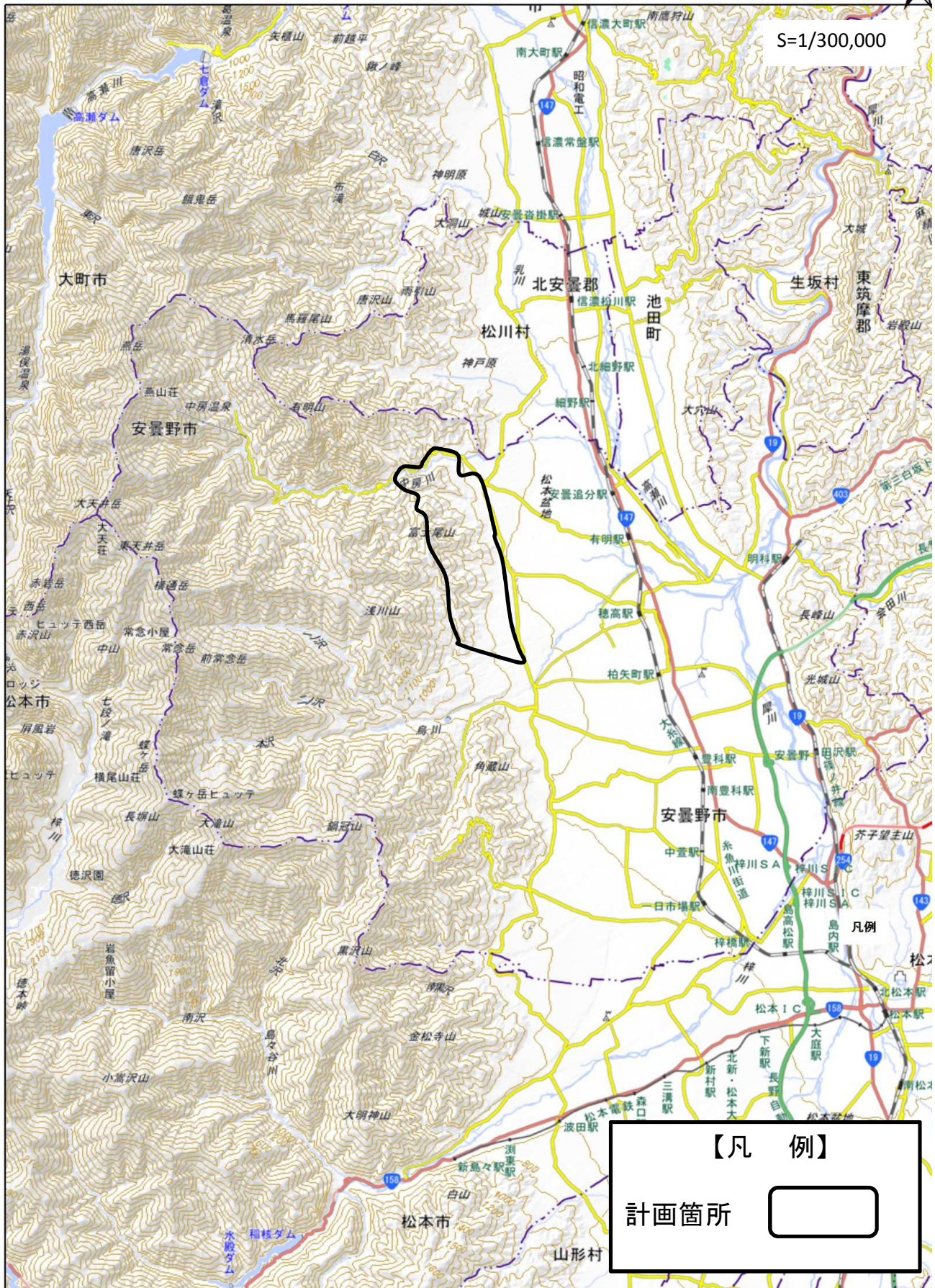
職 名	賛 成	条件付 賛 成	反 対	意 見 の 概 要
安曇野市長	○			前回の指定変更の際に（ニホンジカ・イノシシを除く）として頂いた事により、林縁部での被害報告が少なくなっていることから、引き続き本指定の継続を要望いたします。
豊里区長	○			指定地域には、地元民並びに観光客も散策、トレッキングする地域とも関わっており、安全のため、指定地域が望ましい。
小岩嶽区長	○			指定区域内は、住宅や別荘が多く、人の出入りも多い。 制限の無い狩猟行為は、住民にも危険が伴う為、今計画に同意する。 県道東側の住宅区域内にも、サル、ハクビシン、キツネ等が多く確認されており、家庭菜園の被害が続出しているのも現状である。これら獣類の追い払い方法についても、行政として指導や知恵の提供をして戴きたい。
新屋区長	○			農作物の食害等を考慮し、適切な捕獲許可をお願いします。
古厩区長			○	地元住民とハンターの話を見ると、有明鳥獣捕獲禁止区域では、ニホンザル、ツキノワグマを頻繁に見かけるようになったそうです。いつ人間にも被害が及ぶか分からないので、反対します
嵩下区長	○			鳥獣による住民の生活環境被害、農林業被害等被害が生じた場合、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可を行い、地域の生活環境保全を図ることが大事である。
有明山林財産区 管理会長	○			被害の拡大が益々増加する恐れがあるため。
富士尾沢山林財産区管 理会長	○			この区域は、温泉付き宿泊施設、別荘などが多くあり、林の中、山道などを散歩する人々の姿をよく目にする事が多いところなので、鳥獣捕獲禁止区域に設定する事が望ましいと思います。尚、（ニホンジカ、イノシシを除く）と有りますが、（サル、カラス）の駆除もお願い致します。
穂高山林財産区 会長	○			当財産区においては目立った被害もなく狩猟禁止区域に指定されても影響は無いと思う。
あづみ農業協同組合 有明支所長	○			イノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲圧力により増加を抑止したい。
松本広域森林組合長	○			当区域は、別荘地を控え大きな区域となっております。特に生活圏に直接、接しており、生活環境や農林業への被害が懸念されます。最近ではニホンジカを目撃情報ももたらされており、今後の各個体数の増加が心配されます。必要に応じ地域の生活環境が守られる措置がなされれば、賛成します。 地元住民との意見交換を十分をお願いします。

職 名	賛成	条件付	反対	賛 成
犀川漁業協同組合 代表理事組合長			○	最近、猿等が殖えて来て農業の被害が増加している。禁止区域にすると益々被害が増大する。
安曇野市猟友会 穂高支部長	○			サル、ニホンジカは今も増え続けています。指定には大賛成です。
安曇野市猟友会長	○			イノシシ、ニホンジカについては、増えているので計画通り、引き続き、狩猟鳥獣捕獲禁止区域でよろしくお願いします。 有明に限らず、他の地域も同様にして頂く様に十数年前よりお願いしてありますので、他地域も同様によりしくお願いします。
穂高町学者村 管理事務所長"	○			特になし。

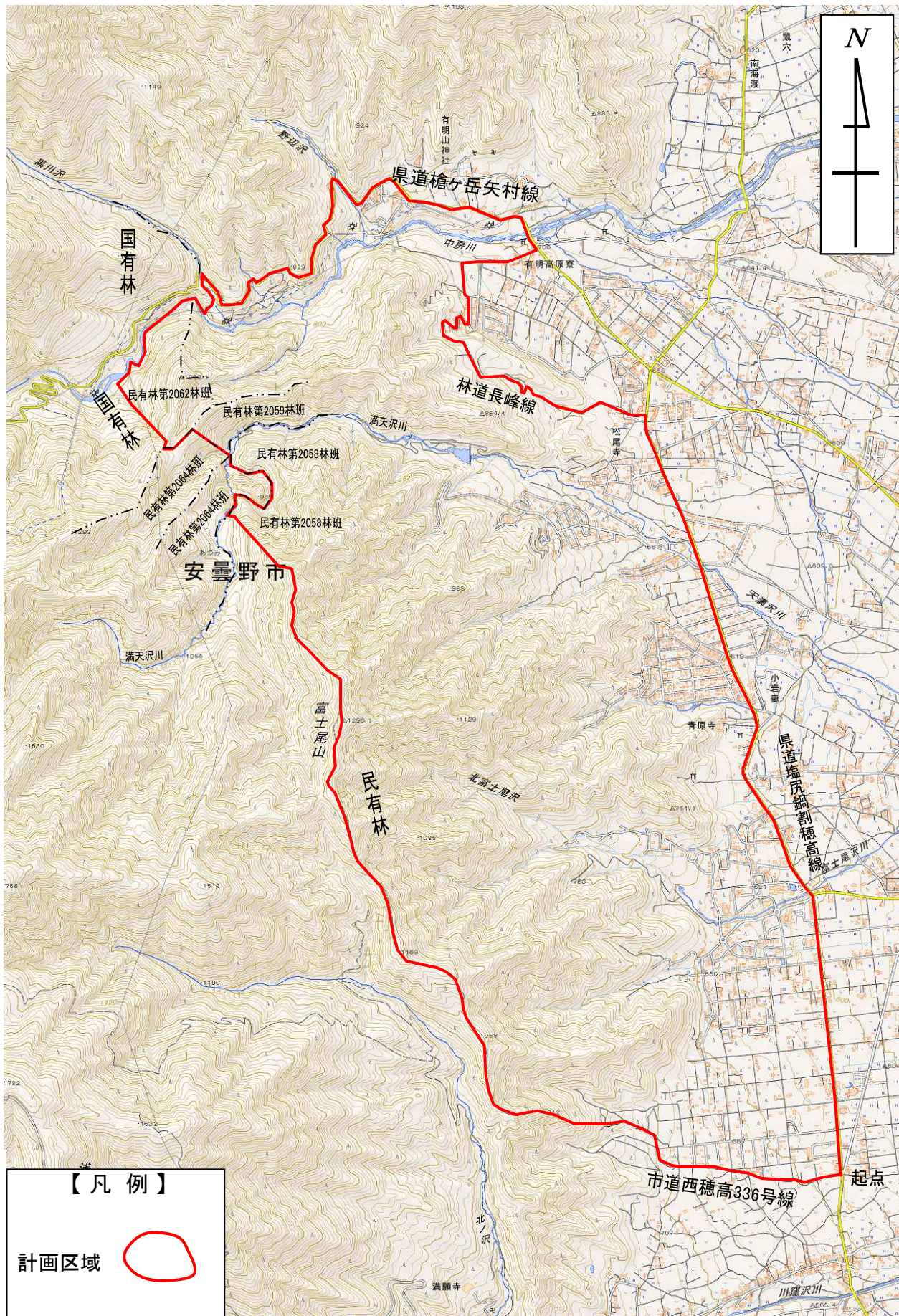
有明狩獵鳥獸捕獲禁止区域位置図



S=1/300,000



区域図

$$S = 1/30,000 (A4)$$


長野県第 12 次鳥獣保護管理事業計画について（概要）

鳥獣対策・ジビエ振興室

I 計画の趣旨

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 46 号）第 4 条に基づく計画であり、同法第 3 条に基づき環境大臣が定める「基本指針」に即して、長野県が行う鳥獣保護管理事業に関して定める。

II 計画の主な内容

○ 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（5 年間）

○ 鳥獣保護区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定等

1) 方針

- ・ 地域での農林業被害の実態に則して、鳥獣の保護の目的が明確でないものは期間更新しない。
- ・ 保護を図る必要のある鳥獣が明らかであり、かつ農林業被害への対応から狩猟によるニホンジカ等の個体数の減少を期待する場合は、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への変更を行う。

2) 指定等計画

第 11 次計画終了時	第 12 次計画終了時	増減
130 箇所	125 箇所	△ 5 箇所
147, 133ha	141, 311ha	△5, 822ha

3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について基本的な方針

- ・ 鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害が激しい地域を、その鳥獣だけを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に変更し、農林業被害の軽減に努める。

・ 指定等計画

第 11 次計画終了時	第 12 次計画終了時	増減
4 箇所	9 箇所	5 箇所
2, 267ha	6, 628ha	3, 977ha

○ 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 作成に関する方針

顕著な農林業被害等や人身被害、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣として、カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシの5種について引き続き策定する。

2 計画期間

原則として5年間

○ その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- ・ 野生鳥獣の「死」もまた生態系の一要素であるとの考えに立ち、希少種等の特に救護を必要とする個体以外については、原則として対応を行わないものとする。
- ・ こうした考え方について、獣医師、公的動物園、市町村、関係団体等と連携して野生鳥獣との接し方を含め、救護のあり方の積極的な情報発信を行い県民の理解を求める。

2 鳥獣への安易な餌付けの防止

- ・ 鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存することや人馴れが進む。更に、特定の種類が増えるなど、生態系への影響や特定の場所に個体が集中することによる高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播に繋がることが危惧される。
- ・ このことから、特に県の希少野生動植物保護条例の対象となっている希少な鳥獣の緊急的な保護のため行われる給仕等の特別の場合を除き、原則として餌付けは行わないなど注意喚起及び指導啓発を積極的に行うものとする。

3 鳥獣の保護及び管理についての普及

- ・ 生物多様性の保全を基本とし、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、人と野生鳥獣との緊張感のある棲み分けを実現するため、鳥獣の生態や自然の成り立ち、人と野生鳥獣との適正な関わり方等について普及啓発を行う。